

所属所長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

育児休業手当金の支給期間の延長に係る見直しについて

このことについて、地方公務員等共済組合法施行規則（以下「規則」という。）が改正され、雇用保険法に基づく育児休業給付金の取扱いと同様、育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件及び手続きが見直され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されます。

つきましては、令和 7 年 4 月 1 日以後の延長要件及び手続きは次のとおりですので、組合員への周知及び事務の取扱いに遺漏のないようよろしくお願いします。

記

1 支給期間延長の要件

子が 1 歳に達する日後の期間について育児休業等をする必要があると認められる場合として、規則第 2 条の 5 の 5 第 1 項第 1 号に規定する「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合」とは、次の(1)～(3)のいずれの要件も満たす場合とします。

- (1) 市区町村に対して、育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日（パパ・ママ育休プラス制度の適用を受けている場合は、パパ・ママ育休プラス制度により延長されている期間の末日。以下同じ。）までに保育利用の申込を行っていること。
- (2) (1)の申込の内容が、速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものであると認められるものとして、次の①～③のいずれも満たすものであること。
 - ① 利用（入所）開始希望日を育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日の翌日以前の日としていること。
 - ② 市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。
 - ③ 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道 30 分以上要する保育所等のみとなっていないこと。
- (3) 育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日の翌日の時点で保育が実施されないこと。なお、当該子について、これまでにやむを得ない理由なく保育の利用を辞退した場合は要件を満たしません。

2 支給期間延長手続きに必要な書類

保育所等での保育が行われない場合の育児休業手当金の支給期間延長の手続きは、「育児休業等掛金等免除申出書 兼 育児休業手当金請求書（変更）」に、支給期間延長の要件を満たすことを確認するため、次の書類を添付して提出してください。

- ・ 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（以下「申告書」という。）
- ・ 市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し（以下「利用申込書」という。）
- ・ 市区町村より発行された保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知の写し（以下「入所保留通知書等」という。）

3 支給期間延長要件確認の詳細及び追加の確認書類

支給期間延長要件の具体例、確認事項の詳細及び内容を確認するための追加書類は、次のとおりです。

- (1) 1の(1)について、申告書に記載された利用（入所）申込をした日及び利用申込書に記載された提出日が、子が1歳に達する日以前の日であることを確認します。

ただし、保育所等における保育を希望し、市区町村に対して、育児休業の申出に係る子が1歳に達する日までに保育利用の申込を行おうとしたものの、子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込の受付ができないとされた場合には、延長が認められる場合がありますので、追加の確認として、申告書の理由欄に特別な配慮が必要な理由及び市区町村との相談の内容等を記載し、医師の診断書、障害者手帳の写し等の提出が必要になります。この場合、1の(2)及び(3)の確認は要しません。

なお、市区町村への相談なく組合員の判断のみによって申込を行わなかった場合はこれに該当しません。

- (2) 1の(2)の①について、申告書及び利用申込書並びに入所保留通知書等に記載された利用（入所）開始希望日が、子が1歳に達する日の翌日以前の日であることを確認します。

なお、子が1歳に達する日の翌日より相当前の日を利用（入所）開始希望日として保育利用の申込を行い、入所保留通知書等の交付を受けている場合は、当該子が1歳に達する日の翌日において、保育が実施されないこととされた状態が継続していることを確認するため、交付年月日が、子が1歳に達する日の翌日の2か月前（4月入所の申込の場合は3か月前）の日以降の入所保留通知書等の添付が必要になります。交付年月日が当該日より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな入所保留通知書等が発行されない場合は、申告書の理由欄に子が1歳に達する日の翌日において保育が実施されていないことを記載の上、直近の入所保留通知書等（当該子が1歳に達する日の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）の添付が必要です。

ただし、子が1歳に達する日の翌日の属する月について、市区町村が保育利用の募集を行っていない場合は、利用（入所）開始希望日を当該育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日から2か月以内とします。この場合においては、申告書の理由欄にその旨を記載の上、当該市区町村が保育利用の募集を行っていないことが確認できる書類

(市区町村が作成している資料やホームページ)、利用申込書及び入所保留通知書等を添付してください。

- (3) 1の(2)の②について、申告書において入所保留を積極的に希望する意思表示をしていないこと及び利用申込書において入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の内容が選択又は記載されていないことを確認します。

「入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示」とは、「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことが入所申込時に明示的に意思表示されている場合が該当し、選考結果次第では育児休業を終了して職場復帰するつもりがあることが読み取れる旨の意思表示はこれに該当しません。

- (4) 1の(2)の③について、申告書に記載された「利用(入所)申込を行った保育所等の中で、自宅又は勤務先から最も近隣の施設名と通所時間(片道)」が30分未満となっていることを確認します。この際、通所時間は、通所する場合に利用する予定だった交通手段による自宅からの片道の所要時間によることとし、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間とします。

また、通所時間が30分以上となっている場合は、申告書によって合理的な理由に該当することを確認することとし、「合理的な理由」とは、以下の場合をいいます。

ア 利用(入所)希望の保育所等が以下のいずれかを満たす場合

- ・ 組合員又はその配偶者の通勤の途中で利用できる場所にある場合
- ・ 勤務先(配偶者の勤務先を含む。)からの片道の通所時間が30分未満の場所にある場合

イ 自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合

ウ 自宅から30分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合

エ 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合

オ 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用(入所)を希望する場合

カ 自宅から30分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去3年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合

なお、申告書に上記エからカの理由に該当する旨の記載がされている場合は、これに該当することが確認できる書類の添付が必要です。

(添付書類の具体例)

- ・ 医師の診断書や障害者手帳の写し等(上記エの場合)
- ・ 兄弟姉妹の在籍証明書等(上記オの場合)
- ・ 当該保育所等が行政指導等を受けた事実に関する市区町村の公表資料、保育所等の公表資料等(上記カの場合)

- (5) 1の(3)について、申告書又は入所保留通知書等の備考欄などで保育所等の内定を辞退していないことを確認します。辞退している場合で「やむを得ない」理由に該当する場合は、申告書の理由欄に記載が必要です。

「やむを得ない理由」とは、申込を行ったときから内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等の変更その他これらに準ずる事情の変更があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難となった場合が該当します。

4 その他

- ・ 子が1歳6か月に達する日後の期間について育児休業等をする必要があると認められる場合においては、1～3を準用します。
- ・ 入所保留通知書等に保留の有効期限が明示されていない場合、従前通り毎月請求が必要です。この場合、1歳及び1歳6か月に達する日の属する月以外の月の請求は、「育児休業等掛金等免除申出書 兼 育児休業手当金請求書（変更）」と入所保留通知書等のみ提出してください。

【問い合わせ先】

岡山県教育庁福利課給付班

TEL：086－226－7606

育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書

1 育児休業の対象となる子について、 右の①②を記載してください。	①子の氏名				
	②子の生年月日	令和	年	月 日	
2 今回、延長を申請する期間について、 右のア・イのうち、該当するものを 選択してください。	☐ ア 1歳(注)～1歳6か月の期間				
	☐ イ 1歳6か月～2歳の期間				
3 保育所の利用(入所)申込について、以下①～⑧について選択又は記載してください。					
①保育所等における保育の利用を希望し、市区町村に利用(入所)申込をしましたか。					
☐ ア はい	②利用(入所)申込をした日： 令和 年 月 日				
	③利用(入所)開始希望日： 令和 年 月 日				
	④利用(入所)申込に当たり、入所保留を積極的に希望する旨の意思表示をしていませんか。 ☐ ア していない ☐ イ している				
	⑤利用(入所)保留の有効期限 令和 年 月 日				
	⑥利用(入所)内定を辞退したことがありますか。 ☐ ア 辞退したことはない ☐ イ 辞退したことがある				
	⑦利用(入所)申込をした 保育所等の中で、自宅から 最も近隣の保育所等と通所 時間(片道)	保育所等の名称：			
		通所方法：			
		通所時間(片道)： 分			
	⑧申込をしたすべての保育所等の通所時間(片道)が30分以上の場合、その理由を次から選択してください。				
	☐ ア 申し込んだ保育所等が本人又は配偶者の通勤の途中で利用できる場所にあるため				
☐ イ 自宅から30分未満で通える保育所等が存在しないため					
☐ ウ 自宅から30分未満で通える保育所等では職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できないため					
☐ エ 子に特別の配慮が必要であり、自宅から30分未満で通える保育所等では対応できないため					
☐ オ その他					
☐ イ いいえ	―― ↓ ↓ ①及び⑧について、「いいえ」・「その他」を選択した場合は、下欄にその理由を記載してください。				
(理由欄)					

(注) パパ・ママ育休プラス利用時は、パパ・ママ育休プラス制度により延長されている期間の末日の翌日。

育児休業手当金の支給対象期間の延長事由について、上記のとおり申告します。

公立学校共済組合岡山支部長 殿

〒

組合員 現住所

令和 年 月 日

氏 名

(記載にあたっての留意事項)

I この申告書は、保育所等での保育が開始されないことを理由に、育児休業手当金の支給対象期間の延長を求めるときに、必ず組合員本人が記載し、所属所を経由して提出してください。

II 申告書は事実について正しく記載してください。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以降育児休業手当金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還を命ぜられることがあります。

III 保育所等での保育が開始されないことを理由とした育児休業手当金の支給対象期間延長は、速やかな職場復帰を図るために保育所等の利用(入所)申込をしたが入所ができないなど、やむを得ず職場復帰ができない方を対象とした制度です。制度の趣旨に沿った延長の申請であることを確認するため、次の書類を「育児休業等掛金等免除申出書 兼 育児休業手当金請求書(変更)」(以下「育児休業手当金請求書」という。)に添付して申請してください。

【育児休業手当金請求書に添付が必要な書類】

- i 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書(この申告書)
- ii 市区町村に保育所等の利用(入所)申込をしたときの申込書の写し
(電子申請の場合は申込内容出力したもの、または、申込をした画面の複写)
- iii 市区町村が発行した保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知の写し
(入所保留通知書、入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。)

IV 3の①欄について、申込をしていない場合は、原則として延長の要件を満たしません。

ただし、子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込の受付ができないとされた場合には、延長が認められる場合があります(注1)ので、理由欄に特別な配慮が必要な理由及び市区町村との相談の内容等を記載の上、次の書類を育児休業手当金請求書に添付して申請してください。

【育児休業手当金請求書に添付が必要な書類】

- i 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書(この申告書)
- ii 医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類

V 3の②欄について、申込をした日が子の1歳の誕生日(注2)(又は1歳6か月の誕生日応当日)以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。

ただし、市区町村が1歳の誕生日以降でなければ申込を受け付けないなど、保育利用の申込の機会が極端に限られる場合には、延長が認められる場合があります(注1)ので、理由欄に具体的な理由や市区町村との相談の内容等を記載してください。

VI 3の③欄について、利用(入所)開始希望日が子の1歳の誕生日(注2)(又は1歳6か月の誕生日応当日)の翌日以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。

ただし、市区町村が募集をしていない時期があるために、申込可能な希望日での申込をした場合には、延長が認められる場合があります(注1)ので、理由欄に具体的な理由を記載のうえ、上記Ⅲ i ~ iiiに加えて、次の書類を育児休業手当金請求書に添付して申請してください。

【育児休業手当金請求書に添付が必要な書類】

- iv 保育所入所の案内やホームページなど、市区町村が申込を受け付けていないことが確認できる書類

VII 3の④欄について、申込において「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所

等への入所の意思がないことを明示的に記載・選択しているときは「している」場合に該当します。

Ⅶ 3の⑤欄について、入所保留通知書、入所不承諾通知書などに記載された有効期間を記載してください。
入所保留通知書、入所不承諾通知書などに有効期間の記載がない場合は空欄で構いません。

Ⅷ 3の⑥欄について、1に記載した子について、これまでに内定を辞退している場合は、原則として延長の要件を満たしません。

ただし、内定後の住所変更など、内定した保育所等に子を入所させることが困難な事情の変更が生じた場合には、延長が認められる場合がありますので、理由欄に変更前の住所や変更前後の勤務場所、事情変更の生じた日付及び具体的な理由を記載してください。

Ⅸ 3の⑦欄について、通所方法は通所する場合に利用する予定だった交通手段（徒歩・自転車・自動車・バス等）を記載し、その交通手段による自宅からの片道の所要時間を記載してください。

なお、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間を記載してください。

Ⅹ 3の⑧欄について、利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に自宅から片道30分以上要する保育所等のみとなっている場合は、原則として延長の要件を満たしません。

選択肢に応じて、上記Ⅲ i～iiiの書類に加えて、次の書類を育児休業手当金請求書に添付して申請してください。

- ・ ア～ウを選択した場合：上記Ⅲ i～iiiの書類のみ
- ・ エを選択した場合：医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
- ・ オを選択した場合：理由欄に具体的な理由を記載のうえ、記載内容を確認できる書類

（注1） 単に申込を忘れていた場合や、市区町村への相談無く申込をしなかった場合は、延長の要件を満たしません。

（注2） パパ・ママ育休プラス利用時は、パパ・ママ育休プラス制度により延長されている期間の末日の翌日。

育児休業手当金支給期間延長手続き変更点の主要ポイント

令和7年4月より、保育所等で保育が行われない場合における育児休業手当金支給期間延長に係る要件及び提出書類が変更されます。これに伴い、主要なポイントを以下にまとめました。詳細については、令和7年2月21日付け岡公共第696号「育児休業手当金の支給期間の延長に係る見直しについて」をご参照ください。

令和7年3月まで

■支給期間延長要件

- (1) 子の1歳の誕生日(※1)の前日までに申込を行っている
- (2) 入所希望日を1歳の誕生日(※1)以前としている
- (3) 保育所等での保育が実施されていない

■提出書類

- (1) 「育児休業等掛金免除申出書 兼 育児休業手当金請求書(変更)」
- (2) 市区町村発行の入所保留通知書等の写し



令和7年4月から

■支給期間延長要件

- (1) 子の1歳の誕生日(※1)の前日までに申込を行っている
- (2) 速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認めること
 - ①入所希望日を1歳の誕生日(※1)以前としている
 - ②市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと
 - ③利用希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
- (3) 保育所等での保育が実施されていない(※2)

■提出書類

- (1) 「育児休業等掛金免除申出書 兼 育児休業手当金請求書(変更)」(様式集43-1項)(※3)
- (2) 市区町村発行の入所保留通知書等の写し
- (3) 「育児休業手当金支給期間延長事由認定申告書」(様式集43-2項)(※3)
- (4) 市区町村へ提出した保育所等の利用申込書の写し

※1 子が1歳6か月に達する日後の期間に係る延長の場合は1歳6か月の誕生日当日、パパママ育休プラス制度の適用を受けている場合は支給終了日の翌日と読み替える。

※2 当該子について、これまでにやむを得ない理由なく保育の利用を辞退した場合は除く。

※3 様式集はホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット>様式集ダウンロード」を参照